

		算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険内	利用料 自己負担額	ユニット型	655円 (1,310円)	723円 (1,446円)	798円 (1,596円)	868円 (1,736円)	937円 (1,874円)
		1か月(30日)	19,650円 (39,300円)	21,690円 (43,380円)	23,940円 (47,880円)	26,040円 (52,080円)	28,110円 (56,220円)

※介護保険負担割合証にて確認させていただきます。(必ずご提示ください)

()内の金額は2割負担の利用額になります。(高額介護サービス費の制度がありますので、ご相談ください。)

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
介護保険外	食費 (1か月 30日)	400円 (12,000円)	490円 (14,700円)	750円 (22,500円)	1,480円 (44,400円)
	居住費(ユニット個室) (1か月 30日)	820円 (24,600円)	820円 (24,600円)	1,310円 (39,300円)	2,006円 (60,180円)
	1か月(30日)合計	36,600円	39,300円	61,800円	104,580円

※介護保険負担限度額証をご提示ください。

◆負担限度額認定

- 第1段階(生活保護受給者・世帯全員が市町民税非課税の老齢福祉年金受給者)
- 第2段階(世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下)
- 第3段階(世帯全員が市民税非課税で、利用者負担第1段階・第2段階以外の方)
- 第4段階(利用者負担第1段階～第3段階以外の方)

※詳しいことは各務原市役所 高齢福祉課へお尋ねください。

(負担額の認定証の申請は各務原市役所へご本人又はご家族にてお願い致します。)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険内 + 保険外	第1段階	56,250円	58,290円	60,540円	62,640円	64,710円
	第2段階	58,950円	60,990円	63,240円	65,340円	67,410円
	第3段階	81,450円	83,490円	85,740円	87,840円	89,910円
30日	第4段階	124,230円 (143,880円)	126,270円 (147,960円)	128,520円 (152,460円)	130,620円 (156,660円)	132,690円 (160,800円)

※介護職員処遇改善加算をはじめとする加算・事務費や外出時費用等の実費は含まれておりません。

()内の金額は方の2割負担の方の金額です。

加算

加算の名	加算額 1日又は1月に対して加算します	
初期加算	30円/日 (60円/日)	入所した日から起算して30日以内の期間については、1日つき加算します
看護体制加算(Ⅰ)	12円/日 (24円/日)	常勤の看護師1名を配置し、定員超過利用者・人員基準欠如に該当していない場合加算します。
看護体制加算(Ⅱ)	23円/日 (46円/日)	看護職員を2名以上配置(常勤換算方法)し、24時間連絡できる体制を確保している場合加算します。
日常生活継続支援加算	46円/日 (92円/日)	重度の要介護状態や認知症の入居者が多く占める施設において、介護福祉士を有する職員を手厚く配置した場合加算します。
夜勤職員配置加算	46円/日 (92円/日)	夜勤時間帯において人員配置基準より多く職員を配置した場合加算します。
栄養マネジメント加算	14円/日 (28円/日)	常勤の管理栄養士を配置し、栄養管理を行います。他職種が連携を図り栄養改善に向けた取り組みを行います。
個別機能訓練加算	12円/日 (24円/日)	機能訓練指導員等が計画的に機能訓練を行っている場合1日につき加算します。
経口維持加算	405円/月 (810円/月)	現在経口より食事摂取しており、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる場合継続して経口摂取ができるように支援を行います。
排泄支援加算	101円/月 (202円/月)	排泄介助をすることで、身体機能の向上や要介護状態を軽減できるよう支援を行います。(対象の方のみ加算します)
経口移行加算	28円/日 (56円/日)	経管栄養にて食事摂取しており、医師の指示のもと経口による食事摂取を行う場合加算します。(対象の方のみ加算します。)
看取り介護加算	146円・689円・1,297円 (292円・1,378円・2,594円)	医師が回復の見込みがないと判断した方に対して、人生の最期までその人らしさを維持できるように意思を尊重しつつ他職種が連携を図り看取りを行う場合加算します。
入院外泊時費用	249円/日 (498円/日)	病院等へ入院や居宅へ外泊を認めた場合に1日につき6日を限度として1日につき加算します(月6日まで最高12日)
合計	153円/日 (306円/日)	合計金額は太文字の加算を足した1日当たりの金額です(1か月30日 4,590円)

※職員体制等の変更があった場合により、加算額の変更がありましたらその都度報告いたします。

※()内の金額は2割負担の方の利用額になります。

※介護保険内サービス費及び加算額については、平成30年4月1日より地域区分(1単位:10.14円)の為、サービス費(加算)単位に10.14円を乗じた金額を載せさせております。

実費

その他	おやつ代	100円/日	皆様より頂きます。(1か月30日 3,000円)
	食材費	100円/日	野菜の高騰に伴い、現在の食事代では現状の食事を維持するのが非常に困難になった為皆様から頂きます。(1か月30日3,000円)
	預り金管理費	5,000円	(預金通帳・印鑑・各種事務手続き等の管理費)
	電気代	電気毛布・電気アンカー・加湿器等1製品につき	50円/日
テレビ等の内、移動不可で常時電源を必要とする物1製品につき		1,000円/月	

※内田医院以外の医療費・日用品費・理美容代・趣味嗜好品費等は、実費(預り金からのお支払)となります。

※預り金管理費は初回月のみ頂きます。

入居に際しての条件

- ◇各務原市にご住所がある方で要介護3～5と認定された方が対象となります。
- ◇要介護1・2の方で入居を希望される方はご相談ください。

令和元年10月1日～